

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第2号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|--|---------|--|----------------------------------|---------|
| <p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | | <p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | |
| 規 定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 規 定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| [略] | | | [略] | | |
| <u>第7条の8</u> | 広域振興局若しくは 広域振興局総合支局 の土木部、地方振興 局土木部若しくは土 木事務所、農業研究 センター又は農業大 学校 | [略] | <u>第7条の8</u> <u>第1項</u> | 広域振興局土木部、 農業研究センター又 は農業大学校 | [略] |
| [略] | | | [略] | | |
| 2 | [略] | | 2 | [略] | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | |

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。